

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県規則第5号**

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(土壌の汚染の拡大の防止措置の方法) 第50条の2 略</p> <p>(1) <u>土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定を受けること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(土壌の汚染の拡大の防止措置の方法) 第50条の2 前条第1項第3号の汚染の拡大の防止措置の方法のうち、土壌の汚染に係るものは、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) <u>申請に基づく要措置区域等の指定を受けること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

第17号様式（第50条関係）

汚染拡大防止計画書

年 月 日

香川県知事殿

提出者

住所

氏名（法人にあっては、その  
名称及び代表者氏名）

㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第59条第1項の規定により、汚染の拡大を防止するための計画を作成したので、次のとおり提出します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
汚染の状況	
汚染の拡大の防止措置を行う 区域	
汚染の拡大の防止措置の方法	<input type="checkbox"/> 土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の 規定による指定を受ける。 <input type="checkbox"/> その他 ( )
汚染の拡大の防止措置の開始 及び終了の予定時期	
汚染の拡大の防止措置の期間 中の環境保全対策	
連絡先	担当部署 担当者 電話番号 F A X 番号 電子メールアドレス

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。  
 3 汚染の拡大の防止措置の方法の欄は、該当する□に☑印を記入すること。  
 「その他」に該当する場合は、その内容を（ ）内に記入すること。

附 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正前の第17号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

第17号様式（第50条関係）

汚染拡大防止計画書

年 月 日

香川県知事殿

提出者

住所

氏名（法人にあっては、その  
名称及び代表者氏名）

㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第59条第1項の規定により、汚染の拡大を防止するための計画を作成したので、次のとおり提出します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
汚染の状況	
汚染の拡大の防止措置を行う 区域	
汚染の拡大の防止措置の方法	<input type="checkbox"/> 土壌汚染対策法第14条第3項の規定に基づき同法 第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定 を受ける。 <input type="checkbox"/> その他 ( )
汚染の拡大の防止措置の開始 及び終了の予定時期	
汚染の拡大の防止措置の期間 中の環境保全対策	
連絡先	担当部署 担当者 電話番号 F A X 番号 電子メールアドレス

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。  
 3 汚染の拡大の防止措置の方法の欄は、該当する□に☑印を記入すること。  
 「その他」に該当する場合は、その内容を（ ）内に記入すること。